

◎平成二十三年東北地方太平洋沖地震
に伴う地方公共団体の議会の議員及
び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(平成二十三年三月二二日法律第二号)

一、提案理由
(平成二十三年三月一七日・衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会)

○片山国務大臣 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地
方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明
申し上げます。

この法律案は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により著
しい被害を受けた地域の地方公共団体について、平成二十三年四
月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置
を講ずるものであります。

次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げま
す。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期
日等の臨時特例に関する法律

第一に、選挙の期日の延期につきましては、平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響により、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会の議員または長

の選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して二ヶ月を超えて六ヵ月を超えない範囲内において政令で定める日とすることとしております。なお、これらの市町村の指定に当たっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を、当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聞くものとするこ
とといたしております。

第二に、この法律の施行の日から平成二十三年六月十日までの間に任期が満了する地方公共団体の議会の議員または長の任期について、この法律の規定により選挙を行いう場合は、当該選挙期日の前日までの期間とすることといたしております。

第三に、この法律の規定により行われる選挙については、寄附等の禁止期間の特例等を設けております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。
何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願
いいたします。

二、衆議院政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員長報告(平成二十三年三月一七日)

○松崎公昭君　ただいま議題となりました平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案につきまして、政治倫理の確立及び公職選挙法改正に関する特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、三月十一日に発生した今回の地震により著しい被害を受けた地域について、平成二十三年四月に予定されております統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずるものであります。

その主な内容は、次のとおりであります。

平成二十三年東北地方太平洋沖地震の影響により、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行なうことが困難として総務大臣が指定する市町村及び当該市町村の区域を包括する県の議会の議員または長の選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して二月を超えて六月を超えない範囲内において政令で定める日とするものであります。

あわせて、任期を延長する等の措置を講ずるものであります。

三、参議院政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員長報告(平成二十三年三月一八日)

○田中直紀君　ただいま議題となりました法律案につきまして、政治倫理の確立及び選挙制度に関する特別委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、平成二十三年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受け、選挙を適正に行なうことが困難として総務大臣が指定する地域について、平成二十三年四月に予定されている統一地方選挙の期日を二か月を超えて六か月を超えない範囲内において政令で定める日に延期する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、小野次郎君発議の法律案參第四号と一括して議題とし、被災者の投票を確保するための方策、選挙期日を延期する対象地域、選挙期日を地域を限定して延期することと全国一律に延期することとの対比、選挙期日の決定時期

本案は、昨三月十六日本委員会に付託され、本日、片山総務大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、採決の結果、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。

等について質疑が行われました。

本法律案について、質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して桜内文城委員より反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、採決の結果、本法律案は多數をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。